建築確認申請の事前合議先一覧

那覇市 建築指導課
平成27年9月作成

※必要なものにチェックを入れ、確認申請時に提出してください。
※建築確認申請(正本)図書の書類の順番は、申請書→概要書→工事届→委任状→届出書等→図面→計算書として下さい。

計画概要：建築場所　那覇市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　用途＿＿＿＿＿＿　高さ＿＿＿＿＿m

申請・届出等	対象となるもの・主な添付書類	指導課提出	合議先
□地区計画の区域内における行為の届出 ※行為着手する日の30日前までに届出	・地区計画区域内のもの □登記簿　□公図　□図面　（　　地区計画）	正・副 2部	建築指導課 那覇市役所庁舎9F TEL：951-3244 FAX: 951-3245
□電波障害防止要綱による届出 ※確認申請前に届出 （標識の設置は届出の20日前から）	・高さ10m以上のもの ・良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれのあるもの □受信障害調査書　□誓約書　□同意書　□標識写真　□図面	正・副 2部	
□駐車施設の附置等に関する届出 ※確認申請前に届出（建築基準関係規定）	・那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例に定めるもの □図面　（認定の場合　□認定書　□その他必要書類）	正・副 2部	
□福祉のまちづくり条例事前協議 ※着工する日の30日前まで	・**沖縄県**福祉のまちづくり条例に規定する特定生活関連施設 （計画通知については、沖縄県障害保健福祉課へ提出）	正・副 2部	
□開発許可申請・許可不要証明 ※開発許可・建築承認（建築基準関係規定等）	・市街化区域内：敷地面積1000㎡以上のもの ※開発行為が無い場合、許可不要証明 ・市街化調整区域内：全て対象	正・副 2部以上	
□省エネルギー届出書 ※着工の21日前までに提出	①延床面積が300㎡以上の建築物の新築 ②床面積が300㎡以上の建築物の一定規模以上の増築・改築 ③延床面積が2000㎡以上の建築物の大規模改修等 ※②③の規模に関しては「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」第17条～第20条の2参照	正・副 2部	
□狭あい道路整備事前協議 ※確認申請の30日前までに提出	・建築物の建築に伴う狭あい道路の拡幅整備 ・塀等の築造などに伴う狭あい道路の拡幅整備	正・副 2部	
□風致地区許可申請	・末吉風致地区内のもの ・漫湖風致地区内のもの	正・副 2部	
□県条例に基づく認定申請	・沖縄県建築基準法施行条例4条（災害危険区域）,24条（接道）27条（車庫等の出入口位置と道路）のただし書きによる認定	正・副 2・3部	
□公共下水道（汚水）接続の確認	・汚水排水設備の新設又は変更があるもの ・浄化槽を廃止し公共下水道へ接続するもの ※再生水供給地区内の延床面積3,000㎡以上の建築物は再生水の利用に努めること	正・副へ 写し添付	料金サービス課 上下水道局庁舎2F 941-7810
□建築等に伴う公害防止指導申請	・一戸建ての住宅以外	正・副へ 写し添付	環境保全課 那覇市役所庁舎7F 951-3229
□水資源有効利用・節水計画書	・建築確認等を伴う全てのもの（計画変更等を除く）	正・副へ 写し添付	
□共同住宅建設時の事前調整	・共同住宅で住戸数５戸以上のもの　（住戸数：　　戸）	正・副へ 写し添付	クリーン推進課 那覇・南風原 クリーンセンター 889-3567
□景観計画区域内における行為の届出	建築物：高さ10m又は建築面積が500㎡を超えるもの （歴史エリア内においては、階数が3階以上又は軒高が7m、建築面積が300㎡を超えるもの） 工作物：高さ10m（擁壁については3m）又は築造面積500㎡ （歴史エリアにおいては300㎡）を超えるもの ※対象規模は一部抜粋。詳細は都市デザイン室で確認ください。	正へ 写し添付	都市デザイン室 那覇市役所庁舎9F 951-3246
□都市景観形成地域における届出	・首里金城地区都市景観形成地域内のもの ・龍潭通り沿線地区都市景観形成地域内のもの ・壺屋地区都市景観形成地域内のもの	正へ 写し添付	
□屋外広告物許可申請	・那覇市屋外広告物条例に基づき、市内に設置される屋外広告物	正・副へ 写し添付	
□道路工事施工承認申請	・敷地が歩道のある市道と接し、車両乗入口の設置又は位置変更（歩道切下げ等）を行う必要があるとき	―	道路管理課 那覇市役所庁舎7F 951-3237
□農地転用の確認	・登記簿上又は現況で、敷地が農地（田、畑）となっている場合	―	農業委員会 那覇市役所庁舎6F 951-3209
□埋蔵文化財の確認	・埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合	―	文化財課 那覇市役所庁舎10F 917-3501
□サービス付き高齢者向け住宅の登録申請	・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、登録されるサービス付き高齢者向け住宅	正・副 2部	建設企画課 那覇市役所庁舎8F 951-3235
□急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請	・急傾斜地崩壊危険区域内のもの	正・副へ 写し添付	南部土木事務 維持管理班 南部合同庁舎7・8F 867-2941
□地すべり防止区域内行為許可申請	・地すべり防止区域内のもの	正・副へ 写し添付	

（注）上記以外に「宇栄原南土地区画整理事業」「臨港地区」「電波伝搬路」「バリアフリー法」「駐車場法」「建設リサイクル法」等の適用の有無についても、事前に確認が必要です。